

平成30年度介護報酬改定

通所介護

予防通所介護相当サービス



楽しいデイサービス
河内 佑子

通所介護の基本方針

通所介護の事業は要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その**有する能力に応じ自立した日常生活を営む**事ができるように生活機能の維持または向上をめざし、**必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う**ことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに**利用者の家族に身体的及び精神的負担の軽減を図る**ものでなければならない



通所介護・地域密着型通所介護 改定事項

- ・生活機能向上連携加算の創設
- ・心身機能の維持に係るアウトカム評価の創設
- ・栄養改善の取組の推進
- ・基本報酬のサービス提供時間区分の見直し
- ・規模ごとの基本報酬の見直し
- ・介護職員処遇改善加算の見直し



生活機能向上連携加算の創設

概要

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し**通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練マネジメント**をすることを評価する。

算定要件等

○訪問リハビリテーション若しくはリハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病棟数200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。

○リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の**進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直し**を行うこと。

心身機能の関わるアウトカム評価の創設

概要

自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内の当該事業所を利用した者のA D Lの維持又は改善の度合いが一定水準を超えた場合を新たに評価する。

栄養改善の取組の推進

概要

栄養管理士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、**介護支援専門員に栄養状態に関する情報を文書で共有した場合の評価を創設**する。

算定要件等

利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（医師・歯科医師等への相談提言を含む）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

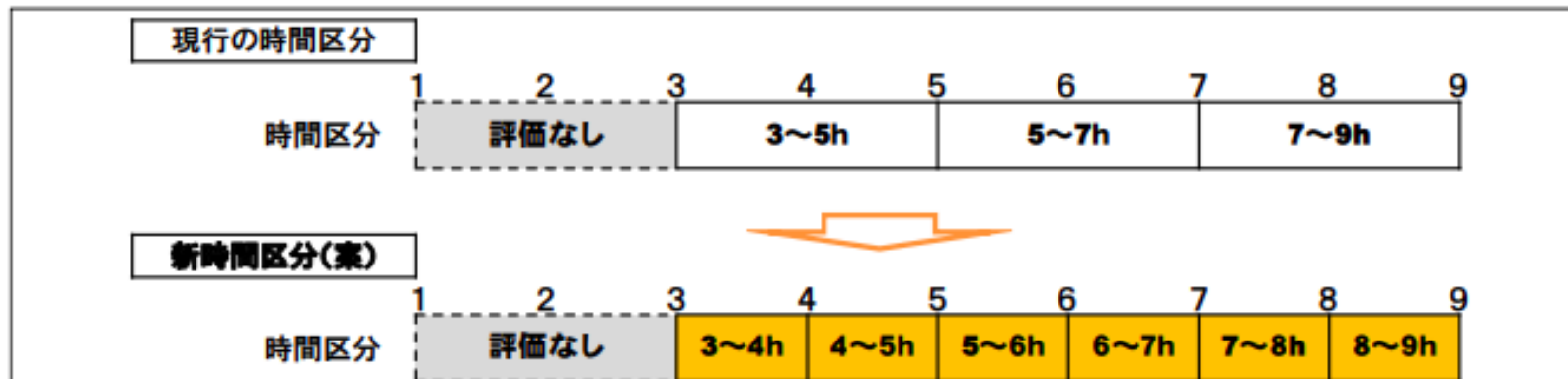
基本報酬のサービス提供時間区分の見直しについて

論点2

- 通所介護の基本報酬は、2時間ごとの設定としている（3時間以上5時間未満、5時間以上7時間未満、7時間以上9時間未満）。
※ 2時間以上3時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な利用者が算定。
- 事業所の実際のサービス提供時間を見ると、3時間以上5時間未満は「3時間以上3時間半未満」にピークがあり、5時間以上7時間未満は「6時間以上6時間半未満」に、7時間以上9時間未満は「7時間以上7時間半未満」にピークがある。
- このサービス提供時間の実態を踏まえて、現行の基本報酬のサービス提供時間区分を見直してはどうか。

対応案

- サービス提供実態を適切に評価する観点から、時間区分を1時間ごとに見直してはどうか。



通所介護事業所規模

地域密着型（小規模型）

利用定員**18名以下**

通常規模型

利用定員**19名以上**延べ利用者数 **月300超～750人以下**

大規模 1

延べ利用者数 **月750超～900人以下**

大規模 2

延べ利用者数 **月900人以上**



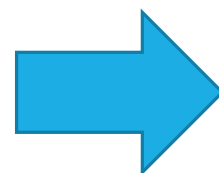
大規模 I 基本報酬

(旧) 7~9 時間

介護度	単位数			
要介護 1	6	4	5	単位
要介護 2	7	6	2	単位
要介護 3	8	8	3	単位
要介護 4	1	0	0	4 単位
要介護 5	1	1	2	5 単位

(新) 7~8 時間

単位数			
6	1	7	単位
7	2	9	単位
8	4	4	単位
9	6	0	単位
1	0	7	6 単位



通所介護

加算内容

(旧)

(新)

単位数

個別機能訓練加算 (Ⅰ)

4.6 単位/日

個別機能訓練加算 (Ⅱ)

5.6 単位/日

入浴介助加算

5.0 単位/日

口腔機能向上連携加算

15.0 単位/月

生活機能向上連携加算

新設

10.0 単位/月

栄養スクリーニング加算

新設

5 単位/6月に1回

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ

1.8 単位/日

処遇改善加算

(Ⅱ) 4.3%

(Ⅰ) 5.9%



変更なし

介護職員処遇改善加算の見直し

概要

- 介護職員改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）**については、要件の一部を満たさない事業所に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、**これを廃止する**こととする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間に限り算定することとする。

予防通所介護相当サービス（第一号通所事業）

		旧	新
要支援1	1ヶ月	1647単位	1回 411単位
要支援2	1ヶ月	3377単位	1回 422単位
運動機能向上加算	1ヶ月	225単位	
口腔機能向上加算	1ヶ月	150単位	
選択的サービス複数実施加算	1ヶ月	480単位	変更なし
事業所評価加算	1ヶ月	120単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		要支援1	72単位
		要支援2	144単位
介護職員処遇改善加算		（Ⅱ）4.3%	（Ⅰ）5.9%

※該当者のみ対象

増収に向けて

- 業務内容の見直し（人員配置）
- 前日当日等にキャンセルがあった場合、キャンセル待ちの利用者に声をかけ利用していただく
- 当日のキャンセルはキャンセル料を頂く
- こまめに空き状況をCMへ連絡する
- 口腔算定者の利用者を増やす
- 個別機能訓練（Ⅱ）の加算を増やす
（看護師も歩行訓練等を行う）
- 基本報酬が高い、介護度の高い利用者を受け入れる



ご清聴ありがとうございました

